

策定年月日	平成6年12月
変更月日	平成13年9月 平成18年8月 平成22年6月 平成26年9月 平成27年11月 令和3年1月 令和5年9月 令和7年10月

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和7年10月
双葉町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1	双葉町の位置、気候及び農業の現状	2
2	農業構造の変化	2
3	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	2
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の待遇等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の待遇等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	10
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	10
2	本町が主体的に行う取組	10
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	10
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	11
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	12
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	12
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	12
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	14
1	第18条の協議の場の設置の方法、第19条に規定する地域計画の策定・変更 その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	14
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	15
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて 行う農作業の実施の促進に関する事項等	18
4	農業経営の改善を図るために必要な農作業従事者の養成及び確保の促進に 関する事項	18
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	19
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	20
第6	その他	21

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 双葉町の位置、気候及び農業の現状

本町は、福島県の浜通り中央部双葉郡北部に位置し、東は太平洋に臨み、西は阿武隈山地東稜線を境として、地形は阿武隈山系から太平洋に張り出した数多くの丘陵に抱かれ、主流の前田川が地域の西南部より東部に流れ、中流で戎川、北東部で中田川と合流している。東日本型海洋性気候で比較的温暖な気象条件に恵まれ、小河川を中心に両側に耕地が広がる水田単作地域であるが、近年、転作による複合経営が進んできた。

一方で、農業の担い手不足と高齢化が大きな課題となり、意欲と能力のある農業の担い手がその持てる力を十分発揮し、他産業並の所得を得ることができるような農業経営の実現を図るため、町では、農用地の利用集積の促進を基本として、農業振興地域整備計画に即した農村地域の秩序ある土地利用に努めてきた。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに引き続いた東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「原発事故」という。なお、原発事故による災害を「原子力災害」という。）の発生により、町内全域が警戒区域に指定され、平成25年には帰還困難区域が設定され、町民は県内外で避難生活を強いられることとなった。農地や各種農業施設も被災し、放射性物質により汚染され、町内の営農活動は全面的に休止された。

こうした中、本町は、「復興まちづくり計画（第1次～第2次）」及び「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、全庁挙げて復旧復興事業に取り組み、令和4年8月には特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現した。

農業の分野においても、農地除染と除染後の農地の保全管理、水路等農業用施設の復旧を進めるとともに、「双葉町地域営農再開ビジョン」（令和3年4月）を策定した。営農再開面積の拡大に向けて、担い手の確保、農地の集積・集約化、農業生産基盤の再整備など、課題が山積している。

2 農業構造の変化

本町の農業構造は、昭和40年代以降、東京電力福島第一原子力発電所の立地を契機として、兼業化が進み、第二種兼業農家が増加するとともに、担い手不足が深刻化していた。一方で、農地を資産として保有する傾向が根強かったが、高齢化、世代交代により営農が困難となる農家が増加、流動化が加速し、経営規模の拡大を指向する農家と農作業の委託を希望する農家との二極分化の傾向にあった。

原発事故により、町内の営農活動は全面的に休止されたが、その後、一部の認定農業者を中心に町外県外で営農が再開され、令和4年には、原発事故後初めて、町内で野菜の生産・出荷が行われた。しかしながら、現在のところ、営農再開は極めて限定的であり、営農再開に当たっては、農業法人の参入を推進している。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

このような情勢の中、本町の農業の再生を図り、農業が職業として選択し得る魅力とやり

がいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

（1）育成すべき効果的かつ安定的な農業経営の目標

本町及びその周辺市町村の優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、その地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり460万円以上、1個別経営体あたり590万円（主たる従事者1人＋補助従事者1人）以上）、年間総労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの農業経営が本町の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とする。

（2）新規就農者等の確保・育成の推進目標

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保の年間目標400人以上を踏まえ、本町においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には、効率的かつ安定的な農業経営の所得目標の60%（中山間地域の場合55%）に達していることを目標とする。

ウ 農業法人等への雇用により就農しようとする青年等が目標とすべき水準

農業法人等への雇用により就農しようとする青年等については、農業法人等での農業従事を通じて地域の農業を担うことはもとより、将来、当該農業法人等の経営者となることや、自らが効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが期待されるため、就農後5年間で、将来必要となる経営管理能力や栽培技術を習得することを目標とする。

（3）担い手育成の考え方

本町の農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、地域の話合いに基づき策定した地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の実現に向けて、計画の見直しを推進するとともに、将来にわたり地域の中心となる経営体として位置づけられる担い手の確保を図る。

個別の担い手については、認定農業者（法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）や認定新規就農者（法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）等の確保・育成を基本とし、個別担い手の確保が困難な地域においては、農作業受託組織や集落営農組織、さらにJA出資型農業法人や農業参入企業等の地域の実情に応じた多様な担い手を育成

する。

また、農作業受託組織等の任意組織については、集落での話合いと経理の一元化を進め、集落営農組織に育成するとともに、法人化を推進する。農用地の維持管理方法等に関して集落内での合意形成が整ったものについては、特定農業団体や特定農業法人への移行を図る。

(4) 目標達成のための推進方向

ア 認定農業者等の育成

地域における話合いに基づいた地域計画により将来の農地利用の姿を明確にし、認定農業者等の担い手への農用地の利用集積・集約化を加速するほか、基盤整備事業の活用によるほ場の大区画化やスマート農業等の先進技術の導入を推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図る。

イ 法人化の推進

企業的経営管理の実施や就業条件の整備、経営継承等の支援と併せて、法人化を促し、新規就農者（雇用就農）の受け皿ともなる経営体を育成する。

農業生産組織については、経営の効率化を図りながら、構成員の意向や経営の実態に応じて法人化へ誘導する。

ウ 新規就農者等の確保・育成

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については福島県相双農林事務所（以下「相双農林事務所」という。）や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

エ 企業の農業参入の推進

企業等に対する支援策や農地等の情報提供や相談対応、参入後の経営発展等を支援するとともに、認定農業者への誘導等により地域に根ざした営農活動を促進する。

オ 集落営農の推進

地域の合意に基づき、担い手を中心に、小規模な農業者、高齢農業者等の多様な経営体等が、農用地、農業用水等の農業生産の基盤となる資源の維持管理や補助労働力の提供等の役割を発揮できる持続的な営農システムの構築を支援する。

カ 女性農業者の経営参画促進

女性農業者については、農業生産の重要な担い手であることから、家族経営協定の締結と農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織への参加・協力等を通じ、農業経営への一層の参画を促進する。

キ 土地利用型農業経営の推進

土地利用型農業経営については、農用地の面的集積による規模拡大や分散錯ほの解消に向けた農用地の集約を進めるとともに、地域の条件に合った適地適作を基本とする品種や栽培方法の組み合わせを推進する。

また、スマート農業技術や低コスト化のための技術の開発・普及及び基盤整備事業等を連動させながら推進する。さらに、経営所得安定対策等を積極的に活用しながら、主食用米と飼料用米、加工用米、ホールクロップサイレージ用稲等の非主食用米や麦、大豆、そば、飼料作物、園芸作物等の生産を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す。

ク 集約型農業経営の推進

集約型農業経営については、地域の条件に応じて、野菜、果樹、花き、菌茸、工芸作物等の導入及び生産拡大のための機械化や施設化等生産基盤の整備を一層推進する。さらに、労働負担軽減のための省力生産技術の開発・普及及び安定的な雇用確保に資する地域の労働力補完システムの確立等を推進する。

ケ 持続可能な畜産経営の推進

畜産経営については、経営規模の拡大、生産性の向上、耕種農家等との連携を含めた生産基盤の拡大による低コスト化、優良家畜の導入による生産性向上、家畜排せつ物の循環利用等により、持続可能な畜産経営の実現を図る。

コ 地域産業6次化の推進

農村資源と人材・技術を生かしつつ、第2次・第3次産業などの地域他産業分野と連携しながら、農産物等の付加価値向上を図る地域産業の6次化を推進し、農業者の所得向上と地域の雇用確保による地域経済の活性化を図る。

サ 環境と共生する農業の推進

地域の有機性資源の循環利用を基礎とした有機栽培、特別栽培等の環境と共生する農業を推進する。

シ G A Pの推進

持続可能な農業経営を確立するため、食品安全、環境保全、労働安全等に配慮したG A Pの認証取得に向けた取組を推進する。

ス スマート農業の推進

省力化・効率化や収量・品質の向上に向けて、ロボット、A I、I o Tなどの先端技術の活用を進める。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の待遇等に関する経営の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

(1) 第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な経営類型についてこれを示すと次のとおりである。

(個別経営体)

営農類型	経営規模	作目別生産規模	生産方式	農業従事者
水稲単一	20.0 h a	h a 水稲 10.0 (借地 5.0) 作業受託 7.0 大豆 3.0	(資本装置) トラクター(45ps) 1台 コンバイン(6条刈) 1台 乾燥機(35石) 2台 田植機(6条植) 1台 マニアスプレッダー 1台 ブロードキャスタ 1台 播種機 1台	人 主たる従事者 1.0 家族補助従事者 1.0 臨時雇用 368時間
水稲＋野菜 (Ⅰ)	10.0	水稲 9.0 ミニトマト 0.5 春菊 0.5	トラクター(40ps) 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 田植機 1台 動力噴霧機 1台	主たる従事者 1.0 家族補助従事者 1.0 臨時雇用 2,935時間
水稲＋野菜 (Ⅱ)	9.5	水稲 9.0 ほうれんそう 0.5	トラクター(40ps) 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 田植機 1台 動力噴霧機 1台	主たる従事者 1.0 家族補助従事者 1.0 臨時雇用 1,731時間
水稲＋花き	7.5	水稲 7.0 トルコギキョウ 0.5	トラクター(40ps) 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 田植機 1台 動力噴霧機 1台	主たる従事者 1.0 家族補助従事者 1.0 臨時雇用 1,548時間
水稲＋ 肉用牛	15.0	水稲 6.0 作業受託 4.0 繁殖牛 25頭	トラクター(48ps) 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 田植機 1台	主たる従事者 1.0 家族補助従事者 1.0 臨時雇用 221時間

		草地飼料畑 5.0	サイロ 2基	
			ロータリー 1台	
			ロールベアラー 1台	

(組織経営体)

営農類型	経営規模	作目別生産規模	生産方式	農業従事者
水稲単一	h a	h a	(資本装置)	人
		水稲 40.0	(大型機械化一体系)	主たる従事者 3.0
		作業受託 10.0	トラクター(60ps) 2台	臨時雇用 15,047 時間
	60.0	大豆 10.0	乗用田植機(8条植) 3台	
			コンバイン(4条刈) 3台	
			播種機 1台	
			ライスセンター利用	

(2) 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の待遇に関する指標

生産方式	①指標達成のための技術等 ア. 水稲 ・主食用米の需要動向を的確にとらえ、用途別需要等に応じた品種構成とするとともに、需要に即した多様な米づくりを進める。 ・銘柄品種の多収安全栽培の確立と品質の向上、産地銘柄の確立を図るため、銘柄品種及び良質品種の品種別、用途別の需要に応じた計画的生産に努める。また、ライスセンターの整備、活用について検討する。 ・土地基盤の整備、用排水路対策、農道等の改良を図り優良農地の確保、土地利用型作目を導入して農用地の活用を高める。 ・生産の合理化を進めるため、担い手への農用地の利用集積、農業機械・施設の共同利用、農作業受委託を推進する。 ・育苗センターの整備、活用について検討するとともに、肥培管理、病害虫防除の徹底を図る。 イ. 野菜 ・トマト等の産地形成を目指して施設園芸団地を整備し、機械化、自動化による生産拡大を図るとともに、農作業の省力化と安定的な雇用の確保を図る。また、消費者需要と加工・業務用野菜の需要動向を的確に捉え、ブロッコリー等土地利用型野菜の導入と生産拡大を図る。 ・畜産農家との資材結合を図り堆肥の増投による土づくり運動を展開
------	---

生産方式	する。 ・耐病性品種の導入、病虫害防除の徹底を図り品質の向上と収量の増大に努める。 ウ．肉用牛 ・畜産農家を確保・育成するとともに、優良素牛を積極的に導入し農家の飼育技術の高位平準化と生産費の低減を図り、銘柄牛の産地化を進める。また、飼料作物の確保と自給率向上に努め、経営基盤の強化健全化を図る。 エ．共通 ・保鮮流通施設の整備 ・市場競争力の強化（ブランド化）推進 ・新規就農者を対象とした基礎技術の研修 ・融資の支援 ・共同選別、共同出荷体制の強化 ・農用地の集積調整 ・経営指導等支援の強化（簿記記帳、青色申告の実施） ・青果物価格安定体制による支援 ②ほ場の大区画化及び集団化 ・土地利用調整活動による農地の集団化及び連担化を図る。 ・効率的な作業が可能となるよう大区画ほ場整備事業、基盤整備事業を推進する。
経営管理の方法	・経営の合理化、健全化を進めるため、簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。また、青色申告を実施する。 ・農業者の経営管理能力の向上を図るため、各種研修会に積極的に参画する。 ・地域における女性の重要な役割を認識し、女性参画型営農体系の確立を推進する。 ・経営指導、情報の提供等経営に関する支援の強化を図る。 ・青果物価格安定制度の充実による価格安定の支援強化を図る。
農業従事の待遇	①個別経営体 ・労働環境の快適化を進めるため農作業の環境改善を図る。 ・農作業機械等の取り扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。 ・臨時雇用者の確保により過重労働を防止する。

	・家族経営協定を導入し、家族の役割分担、労働報酬、休日等に関する取り決めを行う。 ②組織経営体 ・給料制を導入する。 ・従事者全員の社会保険への加入を進める。
--	---

(注) 農業経営の指標は令和5年6月現在のもの。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の待遇等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した目標達成に向かって、新たに農業経営を営もうとする青年等の経営の指標は、第2に示した指標に準ずるものとする。

ただし、経営開始当初は、農用地の段階的取得や農業用機械の共同利用により、経営安定に向けた取り組みをすすめることが望ましい。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農業が魅力的な職業として若者に選択され、将来にわたり農業が地域の基幹産業として持続的に発展していくよう、他産業並みの所得を安定的に確保する意欲ある担い手を育成するとともに、次代の農業を担う新規就農者など農業を担う者を幅広く、安定的に確保・育成していく。

- (1) 個別の担い手については、認定農業者や認定新規就農者等の確保・育成を基本とし、効率的かつ安定的な経営を実現できるよう重点的に支援を行う。また、担い手となる集落営農組織、さらには農作業受託組織やJA出資型法人、参入企業など多様な経営体を育成する。
- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。
- (3) 本町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本町が主体的に行う取組

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、相双農林事務所や農業協同組合、農業経営・就農支援センターなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

- (2) 新たに農業経営を始めようとする青年等が、青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

相双農林事務所、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、農業教育機関、農業経

営・就農支援センター等の関係機関と連携しつつ、本町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポートを実施する。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- (1) 農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、相双農林事務所及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。
- (2) 経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町内に後継者がいない場合は、相双農林事務所及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。
また、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる農業経営体を地域において育成した場合、これら農業経営体が将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標は、おおむね次に掲げる程度とする。

地 域	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合及び面的集積の目標	備 考
双葉町内全域	60% なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的にまとまった形での利用集積(以下「面的集積」という。)を図ることが求められていることから、農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積割合の目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	※原発事故により、町内のほぼ全域で営農が休止していることから、原発事故前の目標を用いる。

(注) 1. 「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積割合の目標」は、地域における担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営)の農用地利用面積(所有面積、借入面積及び特定農作業受託面積の合計面積。)の割合の目標である。

2. 目標年次は令和13年度末とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

原発事故前、本町では、水稻・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農用地の利用集積が進んだが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している状況にあった。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用の姿

本町では営農再開に向けた取組を進めているが、原発事故による全町避難から14年が経過し、農業従事者の高齢化が進み、営農を再開する意思のない農業従事者が大半を占めている。このような状況の中、本町の農業復興のためには、農地のほ場整備や基盤整備な

どの土地改良事業を実施し、効率的な営農が可能な農用地を整備するとともに、農業の担い手の確保と農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の利用集積・集約化が重要となっている。

- (3) 将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向けた取組及び関係機関及び関係団体との連携等

将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現を図るため、以下の施策を推進することとする。

なお、そのために関係機関等との間で農用地に係る情報の共有化を進めるとともに、本町関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び相双農林事務所等による連携体制のもと、農地に係る情報の共有化を図る。

[地域計画の実現を図るための施策]

施策名	地区名	実施予定年度	施策の概要等
土地改良事業	原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法に基づく避難指示が解除された地区	令和3年度～	区画整理：概ね200ha

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町の農業の復興・再生に向けて、次に掲げる農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

- ① 第18条の協議の場の設置、第19条に規定する地域計画の策定・変更その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 第18条の協議の場の設置、第19条に規定する地域計画の策定・変更その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条の協議の場の設置

① 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、本町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

② 開催方法

協議する内容に応じて開催方法をあらかじめ定めておく。

③ 参加者

農業者、本町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、相双農林事務所、その他の関係者とする。

④ 協議すべき事項

協議の場において、地域農業の将来像や農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業振興課に設置する。

(2) 第19条に規定する地域計画の区域の策定・変更

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定め、情勢の推移により必要が生じたときは地域計画の見直しを行う。

地域計画の区域については、町内各地区ごとに、営農再開の取組や土地改良事業の実施状況を踏まえて個別に設定することとする。

その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

本町は、相双農林事務所、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置、地域計画の策定・変更を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数地域）とするものとする。ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、地域の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の調整に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。
- ② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示場への掲示及びインターネットの利用等により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権設定等の申出及び農作業の委託あっせん等の手続きに関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

- ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 農用地利用改善団体〔（５）の②の本町の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。〕は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導・援助

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 本町は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするもの（以下「団体

等」という。)が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときは、それぞれの組織の役割に応じて、当該団体等の自主性を尊重しながら、その団体等の活動を助成する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を図る。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修や農地中間管理機構の保有農地を利用した実践

的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の待遇等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用を図る。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや相双農林事務所、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 啓発活動

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が主体となって、農業経営・就農支援センター、農業総合センター農業短期大学校（以下「農業短期大学校」という。）や相双農林事務所、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の策定・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために双葉町認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会とも連携して、直売所等への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、直売所等への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援

を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営発展支援事業、経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター（主に（公財）福島県農業振興公社）、技術や経営ノウハウについての習得については農業総合センター、農業短期大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては相双農林事務所、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保支援については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 土地改良事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 双葉町地域営農再開ビジョンに基づき、営農再開の面積拡大に向けて、ほ場整備事業や基盤整備促進事業等による農地整備、農業法人や新たな担い手の確保・育成と担い手へ農地の集積・集約を進め、営農再開と農業・農村の再生・振興を図る。

ウ 水田収益力強化ビジョンを策定、更新し、ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻と転作を組み合わせた経営の育成を図ることとする。特に、地域営農の取組を強化し、団地化、集団化を進めるとともに、銘柄米や奨励品種の生産体制や作付体系の確立に努める。

畑については、原発事故後の営農休止で、荒廃・遊休農地化が懸念されることから、現況把握に努めるとともに、農地所有者の意向を踏まえて、有効な農地利用について検討していく。

また、堆肥の使用減少による地力の減退は、農作物の気象災害に対する抵抗力の低下並びに生産量の減少、品質低下の要因である。そのため、堆肥センターの整備、活用を検討するとともに、耕種農家と畜産農家との連携を強め有機物の搬入を図る。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

農業委員会、相双農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、農業経営・就農支援センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤の強化の促進方策について検討するとともに、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、関係者が一体となって推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町はこのような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成6年12月28日から施行する。
2. この基本構想は、平成13年9月14日から施行する。
3. この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。
4. この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。
5. この基本構想は、平成26年9月19日から施行する。
6. この基本構想は、平成27年11月24日から施行する。
7. この基本構想は、令和3年1月21日から施行する。
8. この基本構想は、令和5年9月20日から施行する。
9. この基本構想は、令和7年〇月〇〇日から施行する。